別添１

配分基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配点の水準 | 点数 |
| 1. 補助対象外国人の人数
 | 補助対象外国人の人数に応じて配点する。 | ３人…６点２人…４点１人…２点 |
| 1. 外国人材の受け入れ実績
 | 特定技能外国人及び外国人技能実習生を受け入れている人数に応じて配点する（令和７年３月31日時点）。 | 特定技能外国人…１人あたり２点外国人技能実習生…１人あたり１点 |
| 1. 経営管理の合理化
 | GAP認証等を取得している（令和７年３月31日時点）。※１ | ３点 |
| 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に基づき、就業規則を作成している（令和７年３月31日時点）。 | ３点 |

※１　GAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。